



ラオス・ビエンチャン市内の病院で医院長と院内を視察するJICA母子保健専門家リーダーの園田美和さん（右端）が現場の看護師から聞き取りを行っている（写真：久野真一／JICA）

第1節 開発協力大綱とは？

開発協力大綱は、日本の開発協力政策における最上位の政策文書として、政府開発援助（ODA）大綱を12年ぶりに改定する形で、2015年2月に策定、閣議決定したものです。2016年は改定後2年目の年として、新たな大綱の下で開発協力政策を実施してきました。

1954年以降、60年以上にわたり、日本はODAをはじめとする開発協力を推進し、国際社会の平和と安定および繁栄に貢献してきました。近年、グローバル化等に伴い開発課題が多様化・複雑化・広範化し、地域紛争、大量の難民、頻発するテロ、地球温暖化など、国際社会が取り組むべき課題は山積しています。また、ODA以外の公的・民間資金や政府以外の様々なアクター（主体）の役割が増大し、これらの連携が

重要性を増しています。さらに、開発を持続可能かつ効果的なものとするため、先進国の取組のみならず、先進国と開発途上国の協働が不可欠になっています。

この新たな時代に、日本は平和国家としての歩みを堅持しつつ、国際協調主義に基づく積極的平和主義の一環として開発協力を位置付け、ODAを重要な外交政策手段として戦略的に活用すべく具体的に取り組んでいます。こうした認識の下、改定された開発協力大綱は、国家安全保障戦略や日本再興戦略をはじめとする日本の基本政策とも整合的なものとなっています。

開発協力の目的は、国際社会の平和と安定および繁栄の確保により一層積極的に貢献することにあります。また、これを通じて日本の平和と安全の維持、さらなる繁栄の実現、安定性および透明性が高く見通し

のつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった日本の中長期的な国益に寄与することです。これにより、国際社会と日本がWin-Winの関係を構築していくことができます。開

発協力大綱はこの点を明確にしつつ、ODAを、開発に役立つ様々な活動を推進するための原動力と位置付け、以下の基本方針に基づき、重点課題に積極的に取り組むこととしています。

基本方針

●非軍事的協力による平和と繁栄への貢献

開発協力の軍事的用途および国際紛争助長への使用を回避するとの原則を遵守しつつ、平和国家たる日本にふさわしい方法で、国際社会の平和と安定および繁栄の確保に積極的に貢献。その際、国際社会の重要な課題への対応に当たり、軍や軍籍を有する者への非軍事目的に協力が必要となる場面が増加していることを踏まえ、これまで十分明確でなかったこれらの者への非軍事目的の開発協力方針を明確化。

●人間の安全保障の推進

人間一人ひとり、特に脆弱な立場に置かれやすい人々に焦点を当て、その保護と能力強化を通じて、人々が恐怖や欠乏から免れ、尊厳を持って生きることを実現するための協力を行う。

●自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力

開発途上国の自発性と自助努力の基礎となる人づくりや経済社会インフラ整備等を重視するとともに、相手国の真のニーズを把握するための対話・協働を重視。

重点課題

- 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅
- 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現
- 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

2016年、日本はG7議長国として、G7伊勢志摩サミットやTICAD VI、ASEAN関連首脳会議、「難民及び移民に関する国連サミット」などの場で、国際社会が直面する課題に対応するためのイニシアティブを具体的に打ち出し、議論をリードしてきました。同年

12月に策定された持続可能な開発目標（SDGs）実施指針に基づき、SDGsの達成に率先して取り組むことも重要です。日本は、開発協力大綱の下、ODAを積極的かつ戦略的に活用しながら、こうした取組を今後とも着実に実施していく考えです。

第2節 質の高い成長に向けた取組

質の高いインフラの整備は、そこに暮らす人々の生活の改善につながるとともに、国内・域内の経済活動を刺激するものであり、各国の質の高い成長を支える重要な取組の一つです。日本は、これまで、それぞれの国・地域の経済・開発戦略に沿った形で、官民一体となって質の高い成長につながるような質の高いインフラの整備を積極的に支援してきました。たとえば、2015年に開通したベトナムのニャットタン橋は日本の円借款により作られたものですが、



完成されたベトナム・ニャットタン橋(日越友好橋)。ハノイ市内紅河を挟んで渋滞緩和および交通効率化を図り、同市の経済発展に寄与する。(写真：久野真一/JICA)

軟弱な地盤の上に橋梁を建設する際に日本企業が有する特殊な技術が用いられています。

アジアをはじめとする各国・地域には引き続き膨大なインフラ需要が存在しており、さらなる成長に向けてインフラ整備への支援が求められています。日本は、こうした需要に応えるべく、2015年5月、安倍総理大臣から「質の高いインフラパートナーシップ」を発表し、アジア開発銀行（ADB）^{（注1）}と連携し、

今後5年間で、約1,100億ドルの「質の高いインフラ投資」をアジア地域に提供するとともに、有償資金協力の制度改善を通じて、アジア地域のインフラ需要に対して一層魅力あるファイナンスを提供すべく取り組んでいくこととしました。

さらに、2016年5月23日には、安倍総理大臣から、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表し、アジアのみならず世界全体のインフラ需要に

対し、官民合わせて約2,000億ドルの資金等を供給することとしました。また、制度改善を一層進めるとともに、支援を実施するJICA等政府機関の体制強化を進めることもあわせて発表しました。

こうした取組を着実に実行していくことにより、日本は国際社会における質の高いインフラの整備を通じた質の高い成長を促進していく考えです。



1983年に日本の協力により建設された、コンゴ川に架かる唯一の吊り橋、通称「マタディ橋」。完成後すぐに紛争が始まってしまったが、日本人技術者からの技術移転が功を奏し、30年以上経った現在もしっかり維持管理されている。日本とコンゴ（民）の友好のシンボル。(写真：久野真一/JICA)

注1： アジア開発銀行 ADB：Asia Development Bank

第3節 人材育成

適切な質の教育や職業訓練による人材育成は、経済成長とそれに伴う貧困問題の解決に不可欠です。貧困国のみならず、たとえばタイのように一定の経済成長を遂げた国でも、「中所得国の罟」^(注1)に陥らないよう、生産性向上や技術革新を促す人材の育成支援が必要です。人材育成は、分野横断的な課題でもあり、それに対応するため日本は実に様々な取組をODAにより実施しています。

たとえば、安倍総理大臣は、2015年の日ASEAN^{アセアン}首脳会議において、アジアの持続的な成長には各国の基幹産業の確立や高度化を担う産業人材が不可欠との考えの下、「産業人材育成協力イニシアティブ」を発表しました。これは、アジア地域で、主に技術協力を通じて2015年以降の3年間で4万人の産業人材育成を支援するものです。

具体的には、各国の経済発展段階に応じた人材育成ニーズに合わせて、理数科などの基礎教育や工学系高等教育の拡充に加えて、技術者、エンジニア、研究開発者、経営人材、産業政策の策定を担う行政官などの幅広い分野で人材育成を支援していきます。

また、各開発途上国や地域の実情に合わせて、様々な日本での研修プログラムも提供しています。そのうちの一つに、日本の大学院に留学する機会を提供するものがあります。たとえば「人材育成奨学計画（JDS）」^(注2)では、毎年、約10か国から計200人以上の若手行政官が来日し、日本の大学院で祖国の社会経済発展のために知識を深めています。



ミャンマーから日本の修士課程に派遣される行政官たちの壮行会の様子（写真：山崎淳一／日本国際協力センター）

最近では、行政官や教員、研究者だけではなく、有望なビジネスマンも対象とする本邦研修事業も始まりました。たとえば「ABEイニシアティブ」^(注3)では、アフリカの人材に修士課程の留学と日本企業でのイン

ターンシップの体験を提供しています。さらに2016年8月にケニアで開催されたTICAD VI^{ティカッド}においては、その後継となる「ABEイニシアティブ2.0」をはじめ、研究・実学・ビジネス実践を通じて、経済活動の核となる産業人材をアフリカにおいて約3万人育成することを安倍総理大臣から表明しました。

このような日本での研修の機会の提供は、帰国後に彼らが日本の良き理解者として活躍することにもつながっています。たとえば、日本企業がアフリカで経済活動を進める際に、卒業生と協力し合える可能性に期待が寄せられています。過去にも実際に、かつてJICAが実施した、ベトナムのハノイ工科大学のIT分野教育能力強化プロジェクトで訪日した研修生が、帰国後に日本の留学先の大学にちなんだ名前の会社を起業し、日本とベトナムのIT業界の橋渡し人材となった例があります。

さらに2016年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」に基づき、外務省・JICAは、「イノベティブ・アジア」^(注4)という新しい事業を始めます。この事業は、アジアの開発途上国等の優秀な人材が日本国内の企業等で就労し、日本のイノベーションに貢献することに加え、いずれは自国のイノベーションおよび産業発展にも貢献することができるよう、高度人材の育成および環流を促進させるためにODA等を活用するものであり、第一弾としてASEAN諸国やインド、スリランカなど、アジアの14か国の大学とパートナーシップを結び、日本の大学院や研究機関で学んだり、企業等でインターンシップを体験したりする機会を提供します。この事業により、2017年度からの5年間で合計1,000人の科学技術研究に従事する優秀な学生を日本に招くことを目標にしています。

また、こうした外国人の学生が日本国内で一定期間就職することを希望する場合には、日本の在留資格を取得する際に優遇措置（「高度人材ポイント制」の特別加算等）を受けられるようにします。

イノベーションは社会の多様性から生まれます。本事業を通じて、日本を含むアジアの中で知と人材の還流が一層活発になり、持続的な経済の発展の基礎となるイノベーションが引き起こされ、人々の生活がより豊かになることを目指します。

注1：一定レベルの所得水準を獲得した国の所得・開発の進捗が、人件費の上昇や後発国の追い上げ等により競争力を失うことで、停滞してしまう状態を指す概念。

注2：人材育成奨学計画 JDS：Project for Human Resource Development Scholarship

注3：ABEイニシアティブ ABE Initiative: African Business Education Initiative for Youth

注4：イノベティブ・アジア Innovative Asia

●法の支配

開発途上国の「質の高い成長」による安定的な発展のためには、インフラ（経済社会基盤）の整備とともに、法の支配の確立、グッドガバナンス（良い統治）の促進、民主化の促進・定着、女性の権利を含む基本的人権の尊重等が鍵となります。特に、法の支配は、国内において公正で公平な社会を実現するための不可欠の基礎であると同時に、友好的で対等な国家間関係の基盤となっています。日本は、国際社会における法の支配の強化を外交政策の柱の一つとしており、法整備などを通じた各国国内における法の支配の強化にも貢献してきています。このような法制度整備支援は、開発途上国に対し、立法や制度整備およびその理解と定着に向けた取組に対する支援を通じて、グッドガバナンスに基づく開発途上国の自助努力を支援するとともに、持続的成長のために不可欠な基盤作りを支援するものです。

開発途上国において、その経済成長や人権の保障、貧困削減といった目標を達成し、人々が安心して豊かに暮らせるようにするためには、国民の意志を反映した合理的なルールが、公平かつ適正に執行・管理・運用されなければなりません。日本は、JICA、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会、大学関係者等、オールジャパン態勢で、各国のニーズや課題に合わせ、人材育成を中心に、それぞれの開発途上国の法制度・司法制度の整備・改善に向けた取組を支援しています。

日本が、政府開発援助（ODA）により最初に法制度整備支援を実施した国はベトナムです。ベトナム政府は、1986年にドイモイ（刷新）政策を導入し、市場経済に転換するために民商事法の整備・改正に着手しました。こうした流れの中、日本は、同国政府の要請を受け、1996年にODAによる法制度整備支援を本格的に開始し、市場経済の基盤となる民法・民事訴訟法の起草や、法令を実際に運用する人材の育成を、日本の法律専門家の派遣や日本での研修員受入れなどの方法により支援してきました。このような長年の支援が実を結んだ一例として、1999年から日本のODAによる研修員受入制度を通じて名古屋大学に留学し、2003年に博士号を取得したレー・ティン・ロン氏が、2016年4月にベトナムの司法大臣に就任し、活躍されています。

ネパールでは、1990年代初頭、民主化を求める人民運動から端を発した政府と反政府勢力マオイスト間の内戦が、1996年から2006年の包括的和平合意締結までの10年間続き、その間多くのネパール人の命が失われました。日本は、内戦後のネパールの民主化を後押しするために、現代社会のニーズや新憲法と法律との乖離^{かいり}、宗教的要素の法的位置付けなど、ネパールの法整備の様々な問題について、支援の必要性を感じ、日本の有識者により構成されるアドバイザリーグループとネパールの法曹関係者との間で慎重に協議しながら、民法草案づくりを含む立法等を支援しました。（83ページの「国際協力の現場から」参照）



ネパール・カトマンズで行われた民法案含む主要5法案に関するパブリックコンサルテーションの様子（写真：長尾貴子）

日本は、2013年5月に改訂された法制度整備支援に関する政府基本方針に基づき、アジアの8か国（インドネシア、ベトナム、ミャンマー、モンゴル、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、バングラデシュ）で重点的に法制度整備支援を展開してきました。一方で、アフリカ諸国に対しても、コートジボワールに司法アドバイザーを派遣し、市民へ法情報の提供を行うコールセンターの設置や、同国を含む西アフリカ周辺8か国の刑事司法関係者を対象に、同国および日本において刑事司法研修を実施したりするなどの支援を行っています。これらの支援は、相手国の自由な社会経済活動や社会の安定に資する法制度の確立に寄与するのみならず、日本企業をはじめとする各国企業が現地で事業を展開しやすくなるという国際社会全体のメリットもあります。

日本が法制度整備支援を含むガバナンスの分野において行ってきた支援の額は、2005年から2014年までの10年間で、約27億ドルに上ります。

法の支配の貫徹のためには、法執行の確保も重要です。日本は政府の不正腐敗対策、武器輸出入管理・取締り、人身取引を含む組織犯罪・テロ対策のため、税関・警察への能力構築支援を行っています。また、日

本は海洋国家であり、海洋における法の支配の貫徹のため、ODA等のツールを活用して、船舶の供与や技術協力、人材育成を通じ、開発途上国の海上保安機関等の法執行能力の向上も支援しています。

●自由で開かれたインド太平洋戦略

安倍総理大臣は、2016年8月にケニアで開催されたTICAD VI^{ティカッド}における基調演説の機会に、「自由で開かれたインド太平洋戦略 (Free and Open Indo-Pacific Strategy)」を発表しました。この戦略は、国際社会の安定と繁栄の鍵を握るのは、「2つの大陸」、すなわち成長著しい「アジア」および潜在力溢れる「アフリカ」と、「2つの大洋」、すなわち自由で開かれた「太平洋」および「インド洋」の交わりにより生まれるダイナミズムであるとの考えに基づき、これらを一体としてとらえた外交を進めていくものです。

既に東南アジアおよび南アジアでは民主主義・法の支配・市場経済が根付き、自信・責任・リーダーシップが醸成されています。こうしたアジアの成功を「自由で開かれたインド太平洋」を通じて中東・アフリカに広げてその潜在力を引き出す、すなわち、アジアと中東・アフリカの「連結性」を向上させることで、地域全体の安定と繁栄を促進していくことが重要です。具体的には、東アジアを起点として、南アジア～中東

～アフリカへと至るまで、インフラ整備、貿易・投資、ビジネス環境整備、開発、人材育成等を面的に展開するとともに、アフリカ諸国に対し、開発面に加えて政治面・ガバナンス面でも、相手国のオーナーシップを尊重した国づくり支援を行っていきます。

こうした戦略の実施に当たっては、とりわけODAの役割が重要です。たとえば、地域の物流・人流を活性化させる「生きた連結性」を実現するため、日本はODAを活用して、インドにおけるムンバイ・アーメダバード間高速鉄道等、質の高いインフラ投資を通じた物理的連結性の強化のみならず、通関円滑化等の制度的連結性の強化のための支援も進めてきています。また、こうしたインフラや制度を使いこなす人材も不可欠であることから、産業人材・高度人材の育成を積極的に行うとともに、日本とアジア・アフリカの人材交流・ネットワーク構築を後押しし、人的連結性も強化しています。

さらに、地域の連結性を高め、点や線ではなく「面」

新たな外交戦略：「自由で開かれたインド太平洋戦略」
“Free and Open Indo-Pacific Strategy”

「地球儀を俯瞰する外交」

国際協調主義に基づく「積極的平和主義」

安倍政権の実績を踏まえ、これらの外交コンセプトをさらに発展させる

「自由で開かれたインド太平洋戦略」

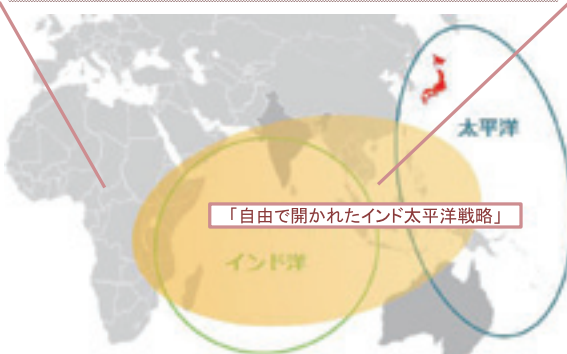
国際社会の安定と繁栄の鍵を握るのは、
「2つの大陸」：成長著しい「アジア」と潜在力溢れる「アフリカ」
「2つの大洋」：自由で開かれた「太平洋」と「インド洋」
の交わりにより生まれるダイナミズム
⇒ これらを一体としてとらえることで、新たな日本外交の地平を切り拓く

アフリカ

- 高い潜在性
 - ・人口約11億人（世界の15%）
 - 2050年には25億人との予測
 - ・面積3000万km²（世界の22%）
 - ・高い経済成長率（2002～13年の平均は4.2%）
 - ・豊富な資源と有望な市場
- ⇒ 「成長大陸」として飛躍する中、貧困・テロ等の課題あり

アフリカ諸国に対し、開発面に加えて政治面・ガバナンス面でも、押しつけや介入ではなく、オーナーシップを尊重した国造り支援を行う

自由で開かれたインド太平洋を介してアジアとアフリカの「連結性」を向上させ、地域全体の安定と繁栄を促進する



※ 「自由で開かれたインド太平洋戦略」の具体化に向け、東アジアと歴史的に結び付きの強いインドや、同盟国たる米国や豪州等との戦略的連携を一層強化する

アジア

- 東南アジア及び南アジアでは民主主義・法の支配・市場経済が根付き、自信・責任・リーダーシップの目覚めあり
- ⇒ 今や「世界の主役」たるアジアの成功を、自由で開かれたインド太平洋を通じてアフリカに広げ、その潜在力を引き出す

東アジアを起点として、南アジア～中東～アフリカへと至るまで、インフラ整備、貿易・投資、ビジネス環境整備、開発、人材育成等を面的に展開する

としての経済圏を創出し、貿易・投資を活性化させ、地域のポテンシャル（可能性）を最大限に発揮させることが極めて重要です。これは日本と国際社会にとってWin-Winの関係をもたらします。日本は、「自由で

●中東安定化支援

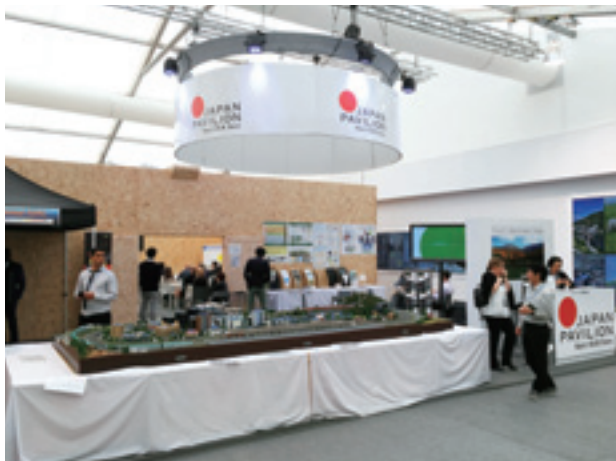
中東地域において、シリア・イラクの難民・国内避難民数は依然として高い水準にあり、非人道的な状況が継続しています。また、難民受入国の負担も増大しているほか、北アフリカ諸国等においても、政治的混乱や若年層の高い失業率に伴い、暴力的過激主義の拡大が懸念されています。このような中東地域に対し、人道支援のみならず、中長期的な観点から、貧困や格差、若年層の雇用問題をはじめ、復興と開発を後押しすることで、中東不安定化の根本原因の解決を促していくことが不可欠です。

日本は、2016年5月に行われたG7伊勢志摩サミッ

●気候変動・地球規模問題対策

地球規模の環境問題は、持続可能な開発に対して重大な影響を与え、一国の努力だけで解決できる水準を既に超えています。地球温暖化防止のためにはすべての国が温室効果ガス排出削減に取り組むことが不可欠である一方で、多くの開発途上国は、自国の経済開発にも取り組まねばならず、自国の資金と実施能力だけでは十分な対策を実施できないというのも現実です。そこで、国際社会は、地球規模での気候変動対策の推進に向け、開発途上国支援に積極的に取り組んできています。

気候変動対策には、省エネルギー、再生可能エネルギー等の低炭素エネルギーの利用推進による温室効果



モロッコ・マラケシュのCOP22の会場に設置された日本パビリオン。日本の低炭素技術を紹介するジオラマが展示されている。(写真：環境省)

開かれたインド太平洋戦略」の下、今後とも戦略的にODAも活用し、国際社会の平和、安定および繁栄に貢献していく考えです。

トの機会に、「中庸が最善」という考えの下、暴力的過激主義の拡大を阻止し「寛容で安定した社会」を中東に構築するため、今後3年間で約2万人の人材育成を含む総額約60億ドルの支援の実施を表明しました^(注1)。また、テロとの闘い、財政面での課題や経済の強化に取り組むイラクに対して、日本による5億ドルの新規支援を含め、G7による36億ドル以上の支援を結集しました。加えて、JICA専門家等の人道支援チームである「シリア難民及びホストコミュニティ支援チーム (J-TRaC)」による難民キャンプ等への派遣やシリア人留学生の受入れ拡大を行うことを表明しました。

ガスの削減を指す「緩和」と、気候変動によって引き起こされる悪影響（例：海面上昇、干ばつ）の防止・軽減のための「適応」策に大別できますが、日本は、この「緩和」と「適応」の双方の面において、これまでも積極的に開発途上国支援を実施してきました。

2015年にそれまでの長年の交渉の末、京都議定書に代わる新たな枠組みであるパリ協定を採択したCOP21の首脳会合では、安倍総理大臣が2020年に官民合わせて年間1.3兆円の気候変動対策事業が開発途上国で実施されるようにすると表明しました。これは、先進国による「2020年までに官民合わせて1,000億ドルを動員する」との目標の実現（2010年のCOP16決定）に道筋をつけ、パリ協定の合意妥結を大きく後押ししました。また、2016年に入ってから、10月、先進国側が「1,000億ドルに向けたロードマップ (Roadmap to \$ 100 billion)」を発表し、これに対し、11月のCOP22において、開発途上国側から歓迎の意向が示されるなど関連の取組が着実に進展しています。

日本として、今後とも引き続き関係国と連携しつつ、2020年の目標の実現に向け、特に地熱発電や都市鉄道、防災インフラ、水の確保などの日本の得意分野を念頭に、この分野で積極的に開発途上国に手を差し伸べていきます。

注1：G7直前の世界人道サミットにおいて、福田政府代表からも表明。

また、日本は、防災をはじめ、その他の地球規模課題についても、積極的に取り組んできています。

日本は、2015年3月に、第3回国連防災世界会議を仙台で開催しました。2030年までの防災に関する国際的な枠組を規定する「仙台防災枠組2015-2030」の採択を主導し、日本独自の取組として「仙台防災協力イニシアティブ」を発表するなど、国際防災協力を積極的に行っています。



2016年11月、高知県黒潮町において開催された「世界津波の日高校生サミットin黒潮」に参加した、日本を含む30か国の高校生たち（国内参加高校生約110名、海外参加高校生約250名）

また、世界レベルで津波の脅威に対する認識を高め、津波による被害を最小化するため、「世界津波の日」を提案し、2015年12月に国連総会において、142か国の共同提案国を得て全会一致で採択されました。これを受け、2016年には世界各地で津波に関する啓発のための各種会議や避難訓練等を開催しました。さ

らに、11月には高知県黒潮町で「世界津波の日高校生サミット in 黒潮」を開催し、日本を含む30か国の高校生約360名が参加しました。参加した高校生は、日本の津波の歴史や防災・減災の取組を学ぶとともに、今後の課題や自国での取組等について発表し、サミット全体の成果文書として「黒潮宣言」を採択しました。

● テロ対策支援

世界中に広がるテロの脅威は、経済社会発展の重大な阻害要因です。そのため、今日、国際社会は一層の連携・協力が求められるとともに、テロへの対処能力を向上させるのみならず、その根源にある暴力的過激主義への対策が喫緊の課題となっています。こうした問題意識の下、2016年5月のG7伊勢志摩サミットでは、日本は議長国として、①テロ対策、②暴力的過激主義に代わる他の意見を表明させる力と寛容の拡大、③能力構築支援を柱とし、国際社会が特に取り組むべき課題に絞った「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」の発出に向けた議論をリードしました。また、7月には、アフリカにおけるテロ対処能力向上のため、日本が2016年から2018年までに、3万人への人材育成を含む1.2億ドルの支援を実施することを発表しました。さらに、9月の日ASEAN首脳会議では、アジア地域に対する総合的なテロ対策強化策として、①テロ対処能力向上、②テロの根本原因である暴力的過激主義対策、および③穏健な社会構築を下支えする社会経済開発のための取組を、今後3年間で450億円規模で実施するとともに、2,000人のテロ対策人材を育成する旨発表しました。

また、2016年7月のダッカ襲撃テロ事件を受けて同年8月に発表された「国際協力事業安全対策会議」の最終報告においても、開発途上国のテロ対策・治安能力の構築支援を積極的に行うこととしています。

日本は、これらの具体的な実現に向けて、技術協力、無償資金協力および有償資金協力といった二国間協力に加えて、国際機関を通じた協力も有機的に組み合わせながら、重層的かつ効果的な支援を行っています。

たとえば、テロリストや外国人テロ戦闘員の流入を防ぐため、各国国境管理当局によるインターポールの盗難・紛失旅券等データベースの活用強化に向けた支援について、他のG7や関連国際機関との連携・協力を開始しました。生体認証や爆発物の検知等の分野における先端技術といった日本の持つ強みを活かした協力を通じて各国の水際対策の強化にも取り組んでいます。

また、日本は従来から穏健な社会の構築のための経済社会支援に取り組んでいるとともに、過激化防止に取り組む市民社会の活動支援等にも着手しています。

日本は、国際社会と連携しつつ、一層積極的にテロおよび暴力的過激主義の問題に取り組んでいく考えです。

第5節

多様なアクターとの連携による開発協力

近年、政府開発援助（ODA）をめぐる国際環境は、経済のグローバル化や多くの開発途上国が新たな投資先・市場として注目され、かつ、ODAの約2.5倍にも及ぶ民間資金が開発途上国に流入するなど大きく変化しており、こうした環境の変化の中で、日本における国際協力の形も変化を遂げています。それと同時に、開発途上国の開発においては、政府・国際機関のみならず、民間企業、NGOなどによる活動が重要性を増しており、また、地方自治体や中小企業なども新たな開発パートナーとして注目されています。

そうした中、ODAの役割についても変化が生じており、様々なアクター（主体）が、それぞれの得意分野を活かした多様なアプローチで開発途上国の開発に取り組んでいます。そうした一つひとつをODAがつなぎ、厚みのあるアプローチをとることで、相乗効果によってより大きな開発効果が期待されています。

たとえば、開発途上国において持続可能な成長を達成する上で、民間企業の役割が重視されるようになってきました。開発途上国への直接投資の増加は、開発途上国への技術・ノウハウの移転、さらには雇用増加や所得増大につながります。具体的には、開発途上国のビジネス環境整備につながるインフラ整備、開発途上国の産業人材の育成、BOPビジネス（BOP：Base of the Economic Pyramid、167ページ参照）支援など、官民が連携した取組が重要となっています。こうした官民連携により開発途上国の経済発展に寄与した事例としては、ミャンマーのヤンゴン市郊外の経済特別区における工業団地の開発・販売・運営事業や、ベトナムにおいて、日本向け技能研修生・技術者の派遣前基礎訓練や帰国後の現地進出日本企業などへの就職支援を実施した事例などがあります。

さらに、日本の地方自治体の役割も重要性を増しています。近年、アジアをはじめとした新興国の経済発展は目覚ましいものがありますが、その一方で、急激な経済発展や、都市化の進展により、水、エネルギー、廃棄物処理、都市交通、公害対策、防災といった都市問題に対応するニーズが急増しており、日本の地方自治体に多く蓄積されている知見やノウハウを、開発途上国の開発課題に役立てることが期待されています。こうした日本の地方自治体がODAを活用して

途上国の課題に取り組んだ事例としては、横浜市がフィリピンのメトロセブ水道区で上水供給改善事業に対して行った技術



「沖縄連携によるサモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト（155ページを参照）」で、給水区内の流量管理を行うサモア水道公社市街課無収水対策班（写真：富山健太／JICA）

協力や、沖縄県宮古島市がサモアの水道事業運営に対して行った草の根技術協力、北九州市が協力したカンポット市の上水道施設に対する無償資金協力などがあります。

また、NGOは、開発途上国の現場の多様な課題やニーズをきめ細やかに把握し、状況に応じて迅速に対応を行うことができる存在であり、国民参加による日本の「顔の見える援助」の代表格といえます。現在、国際協力活動に取り組んでいる日本のNGOの数は400団体以上あるといわれており（2016年12月時点）、最近では、イラク・シリアおよびその周辺国、イエメン等における紛争や、ネパール大地震等の大規模自然災害に対応する緊急人道支援へのNGOの参加が国際的な注目を集めるなど着実な成長を遂げています。

NGOは開発協力における政府にとっての重要なパートナーであり、開発協力大綱では、NGO／市民社会との連携を戦略的に強化することとしています。

外務省は、開発協力に関する国民の理解と支援を得る上で、また、ODAを効果的に実施していくために、NGOと積極的に連携しています。開発協力大綱の下、2015年6月には、今後5年間の連携の方向性を定めた中期計画をNGOと共に策定し、現在その実施に努めています。中期計画では、外務省とNGOの連携について、①NGOの開発協力活動に対する資金面での協力、②NGOの能力向上に対する協力、③開発協力政策やNGOとの連携に関するNGOとの対話、および④開発協力における協働を基本的な軸としています。

第6節

国際協力事業関係者の安全確保

JICAの職員・専門家・ボランティアのみならず、コンサルタント、施工業者やNGOを含めた様々な国際協力事業関係者が活動している開発途上国の治安状況は複雑で、国ごとに状況が異なるのみならず、日々刻々と変化しています。

2016年7月のダッカ襲撃テロ事件により、JICAプロジェクトに従事する日本人のコンサルタント関係者が犠牲になったことを受け、外務省およびJICAは、国際協力事業関係者の安全対策を再検証し、新たな安全対策を策定するため、外務大臣の下に「国際協力事業安全対策会議」を設置しました。外務省およびJICAが多くの関係省庁と共に、また、政府関係機関、企業、NGO、地域情勢や危機管理の専門家の協力も得て、8月末日に新たな安全対策（最終報告）を公表しました。この最終報告では、最近の国際情勢を踏まえ、「安全はもはやタダではない」こと、組織のトップ自らが主導して安全対策を講じる必要があることを認識し、JICA関係者にとどまらず、必ずしも態勢の強くない中小企業をはじめ、より広範囲の国際協力事業関係者・NGOの安全を確保するため、①「国際協力事業安全対策会議」を常設化し、安全対策の着実な実施と関係者間の緊密な情報共有を図ること、②在外公館・JICA在外事務所の安全対策機材の増強や現地当局の治安能力構築支援を行うこと、③事業関係者やNGOによる事業経費への安全対策経費の計上を促進

し、制度の活用、改善に加え、現地政府への働きかけ等を行うこと、④外務省では審議官級職員、JICAでは役員をそれぞれ安全対策担当として指名することなど、様々な分野で具体的な措置を講じることとしました。

最終報告の公表以降、外務省およびJICAは新たな安全対策を着実に実施してきました。たとえば、治安に関する情報収集の強化、現地治安関係当局との関係強化等、早急に対応可能なものにつき在外公館およびJICA在外事務所に指示しました。また、外務省国際協力局およびJICAにおいて、安全対策担当の幹部を指名するなど、安全対策の抜本的改革のための態勢強化を図りました。このほか、脅威情報等を関係者に共有するための国別の協議を開催してきたほか、事業関係者・NGO等に対し、在留届・「たびレジ」の登録促進の周知徹底を行いました。さらに、事業関係者・NGO等の幅広い関係者向けに、JICAによる安全対策研修およびテロ対策研修を開催しているほか、現地での安全対策セミナーや会議の開催、緊急連絡訓練等を実施してきました。

事業関係者・NGO等の安全対策が重要であることは、開発協力大綱でも強調されており、ODA事業を進める大前提と考えています。政府として、安全対策の着実な実施にしっかりと取り組んでいきます。



2016年7月12日、外務省で開催された、国際協力事業安全対策会議第1回会合の様子